

平成29年3月30日
労働委員会事務局
[TEL:076-225-1881](tel:076-225-1881)
(県庁内線 5765)

不当労働行為事件に係る命令書（棄却）の交付について
(平成27年（不）第3号事件)

石川県労働委員会（会長 中村明子）は、平成29年3月30日、標記事件に係る命令書（棄却）を当事者に交付したので、お知らせします。

当該命令の概要は、次のとおりです。

1 当事者

- (1) 申立人 金沢市駅西本町3丁目13番5号
全国一般石川地方労働組合
- (2) 被申立人 白山市上安田町239番地
北陸中部自動車工業株式会社

2 命令書主文

本件申立てをいずれも棄却する。

3 事件の概要

(1) 概要

組合が、①会社が新入社員を申立人組合に加入させないまま教習指導員業務に就けたことが労働協約（ユニオン・ショップ協定）に違反し、支配介入の不当労働行為に当たること、②会社社長等の言動が組合活動や組合の運営に対する支配介入の不当労働行為に当たることを主張し、救済を求めた事件である。

(2) 申立人の請求する救済内容の要旨

ア 会社は労働協約に基づいて、新入社員を申立人組合の組合員として取り扱うこと。また、申立人組合の組合員として取り扱うことなく、教習指導業務を行わせないこと。

イ 会社は、申立人組合が新入社員に対し加入を促す正当な活動に支配介入し、妨害してはならない。

ウ 会社は、申立人組合と別の労働組合を名乗る従業員らの間で締結された同意遵守事項に介入してはならない。

エ 陳謝文の新聞広告、交付及び掲示

(3) 判断の要旨

申立人組合は会社との間で有効なユニオン・ショップ協定を締結できる過半数代表組合に当たらないことから、申立人組合への加入強制を規定した労働協約にユニオン・ショップ協定の効力を認めることはできない。したがって、会社が新入社員を申立人組合に加入させないまま教習指導業務に就けたことは労働協約に違反するものではなく、支配介入の不当労働行為には当たらない。

また、会社社長等の言動も組合活動や組合の運営に対する支配介入であるとまでは言えず、不当労働行為には当たらない。

4 審査の経過

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 救済申立日 | 平成27年10月21日 |
| (2) 調査及び審問
公益委員会議 | 調査（証拠提出等）9回、審問（証人等尋問）4回
合議3回 |
| (3) 命令書交付日 | 平成29年3月30日 |

5 参考：労働組合法
(不当労働行為)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもって、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。

二 (略)

三 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること。(以下略)